

石井子彭著 『東都歳時記』
頼春水写

ここに紹介しようとする『東都歳時記』⁽¹⁾はかの有名な斎藤月岑の『東都歳事記』ではない。石井子彭という人の著わした『東都歳時記』である。これを石井子彭その人から借りて書写した広島藩頼春水の、天明六年(一七九六)十二月一日付の書簡をまず示そう。春水は当時、世子浅野齐賢の伴読として第二回目的江戸詰中で、書簡は郷里安芸国賀茂郡竹原下市の弟頼春風に宛てている(翌天明七年正月晦日着)。

〔前略〕

一(館林家士^{地名}右近将監^{モトノ閨老}) 石井條太夫と申人有之、熊耳門

人にて文章ハ能いたし候、近来ハ朱子信仰にて服部へ往来ニ候、此人東都歳時記ト申ものを著候、荆楚歳時記ニ擬候様子ニて候、是ハ早竟東都之盛ヲ書キ候もの也、此頃一校正被相托候ニ付一聞いたし候、右ニ付存付候事有之候、竹原——と申様之もの致度候、左候へハ風俗之厚薄と今古との所も見へ申候、一郷之事ニハ候へ共、一藩之見計ひ

頼 祺 一

二も相成可申、郷里瑣褻之事迄ヲ十二月ニわけ書申度候、已前竹原一邑志ヲ修正候様志候へ共未起草候キ、此儀をそれ〱引直し申度存候、其内ニハ旧時ノ人物等をも記録候事も出来可申、左候へハ右歳時記ニ全ク擬候斗ニも無之、其模様にて又採縦も可有之候、御柿ノ者帰候節ニ右之書写シ進可申、先此儀存付候まゝ申進候、やはり一邑志と致し候ても可然候、右之書ニかゝり候書キ物等ハ留守ニ一ツニいたし置候、右様之事有之候へハそれニよりにて書も見、筆も立候へハ、何分思ひ立被申可然かと存候事ニ候、歳時記ハ一年之事のミを書キ候へ共、今度之邑志ニハ人物などを出し可然かと存候、其内ニハよき工夫も出可申、荆楚歳時記ハ何角ニよく援引有之書にて候、圓機活法などニハ別而多候様覚へ申候、民間之風俗を書キ候ものゆへ、却而よめかね候ものかと覚へ申候、是ハ写本にて有之ものにて候キ、万四郎へも此儀相談有之可

然存候事にて、先ハ此儀第一ニ可申進と如此ニ候、年内ハ今度より今一度之外書状も出申間敷存候、萬々来陽目出度可申承候、

〔後略〕

館林藩士石井條太夫(子彭)については後に紹介するとして、まず文中の人名・事項等について簡単に説明していく。まず「熊耳」であるが、これは大内熊耳のことであろう。熊耳、名は承裕、字は子綽、忠太夫と称し、荻生徂徠に学び、肥前唐津藩儒官となつ。安永五年(七七七)に没している。享年八十。その門下には、川口緑野・市川鶴鳴・立原翠軒などがある。子彭も熊耳門人で古学を学び「文章」もよくするが、近くは朱子学を信仰して「服部へ往来」している。「服部」は朱子学系闇齋学派の服部栗齋である。名は保命、字は佑甫、善藏と称し、衣服部梅圃、村士玉水に学び、大阪懐徳堂の五井蘭洲に学んだこともあり、春水とは旧知であった。当時江戸で家塾を開いていた。子彭が古学から朱子学を学ぶようになったのは、学界の風潮と関係しているといえよう。

さて、春水は子彭からその著『東都歳時記』の校正を頼まれたこと、この書が『荆楚歳時記』に擬したものであること、それに関連して「竹原歳時記」のようなものを作ったのはどうかと、春風に言っている。『荆楚歳時記』の内容については文中に簡単な紹介があるが、晋の宗懷撰、明の

徐仁中が校したもので、その序に「率為小説以録荆楚歳時風物故事、自元日至除日、凡二十余事」(『文獻通考』経籍考卷二十三)とある。わが国では元文二年(七三七)に江戸・須原屋市兵衛が刊行している。もっとも春水は、文中に述べているように写本でしか見ていないようであるが。

次の「竹原一邑志」とは、春水らの郷里竹原下市の地誌で、元禄六年(一六九三)寺本立軒(忠衡)が著したものである。内容は「塩浜」と「下市邑」に分れ、後者は『芸備国郡志』(黒川道祐撰)に擬している。竹原塩田開基以来の記述はとくに詳しい。ここで興味を引くのは、春水がかつて「一邑志」の「修正」を志し、資料を集めたが、起草までには至らなかつたというくだりである。ほぼ一世紀を経て、文運隆盛の時代をむかえ、後学の春水らとその増補改訂を企図していたのである。それは実現しなかつたが、『東都歳時記』を見る機会を得て、これを手本に「郷里瑣褻之事」、即ち年中の風俗行事を書き、『一邑志』を修正し、さらには人物の項をも加えたらどうか、と言っているのである。そして参考のため『東都歳時記』を写し、「御柿ノ者」が帰広する折に托したい、と言う。(『御柿ノ者』とは何のことか私には分らないので識者の御教示をまつ。)「万四郎へも此儀相談」という「万四郎」とは、春水・春風の弟杏坪の通称で、当時広島藩儒に登用されて学問所で教授していた。

この春水の「竹原歳時記」の撰述のすすめも現実のものとはならなかったようである。ところで、このような地誌・風俗誌類の編集は、「風俗之厚薄と今古との所も見へ申候、一郷之事ニハ候へ共、一藩の見計ひニも相成」というところに、朱子学者春水の意図があるように思われる。それは、ちょうどこの頃、春水が編集していた歴史書⁴のそれと相通するものがあつた。もともと春水は弟たちに「それによりて書も見、筆も立」つようになることをも期待していたのであるが。しかし、この趣旨は、後年杏坪が総裁した『芸藩通志』の編纂で実現されることになるのである。さて、『東都歳時記』の著者石井條太夫について述べよう。條太夫は通称で、名は蠡、字は子彭（一に士彭）、若無子・東武野史などと号す。江戸の儒者で、館林藩に仕え、『続三王外記』を著した。既刊の人名辞書類ではこの程度のことしか分らない。ところが子彭は、江戸詰中の春水とは親しく交際のあつた人物で、春水が晩年に著した『師友志』⁵にその人のことが記してある。まずそれを示そう。

石井蠡、字は子彭、條大夫と称す。江戸の人。館林侯に仕ふ。文辞に閑ひ、関東の典故に通ず。私著多し。世に三王外紀なる者、有り。作者を知らず。子彭、常に其の謬誤を挙げて以て話柄と為す。皆、聴く可し。後、続三王外紀を著す。館林侯、相に居ること年、久し。子彭、其の書史、為り。故に其の事に熟するなり。後、其の本

邑に帰り、学務を掌る。其の存没を知らず（もと漢文）

春水は「其の存没を知らず」と記しているが、実は『師友志』の執筆を企図したちょうどその頃、文化九年（八二二）に享年七十五歳で子彭は没している。頼性勤氏の「師友師譯註第一稿」の考証によると、子彭は、元文三年（七三〇）六月に生まれ、文化九年八月二十九日に没している。春水より八歳年長であり、その墓碣銘は杏坪が撰している。春水に代わって江戸詰となつた杏坪も子彭と交際があつたようである。

『春水日記』⁶を検するに、石井子彭との交際は天明六年（一七八六）に始まる。前年江戸詰となつて以来、六年六月までは子彭のことは出ず、七月二十九日に初めてその名が見える。

七月晦日 服部先生、及石井條太夫・宮原文蔵来会。

おそらく、服部栗齋が石井條太夫を春水に紹介したのであろう。宮原文蔵も栗齋門人で伊予松山の学者である。その後、七年二月まで十回余りも栗齋宅の文会で逢つたり、子彭が春水の官舎を訪ねたりしている。なお、子彭の詩集『望海亭詩集』にも春水との交友を示す詩が散見される。

さきの春水の書簡に、子彭の『東都歳時記』を写して送るとあつたが、『春水日記』によると、天明七年正月十日に「写書」、翌十一日に「写書卒業」と見える。これは、紹介する春水直筆の『東都歳時記』の奥書に「天明七年孟春

十日墓于霞関邸舎」とあるのと一致する。春水は一日一夜でこれを筆写したのであろう。『東都歳時記』はたぶん二月二十七日の「御早道」で広島に送られた。三月十五日付の春風宛書簡に「尚々、先頃幸便二歳時記出候、相達可申と存候、」とある。

ところで「師友志」の記事に、子彭が『三王外記』の謬誤を指摘し、のち『続三王外記』を著したことがみえる。

『続三王外記』は、吉宗・家重・家治の三代の治績を記したものであるが、異本が多く、作者についても諸説があるといわれてきた。しかし、この春水の記事だけでなく、子彭の経歴、『続三王外記』の内容からみて、子彭の著作であることに間違いはない。子彭が「書史」として仕えた館林侯は、上野国邑楽郡五万四千石を領した松平武元である。

武元は延享四年（一七四七）から安永八年（一七九五）まで三二年の長きにわたって老中をつとめた。「其の事に熟」した子彭は三代の治績を略述し、かなり痛烈な批評も加えている。とくに田沼父子の政治に対する批判は強い。主君から直接そのような話を聞くこともあったのであろう。松平定信の登場にみられるような政治刷新の時代風潮にそった著作といえる。

今回、印影を試みた『東都歳時記』は、大正五年国書刊行会が出版した『民間風俗年中行事』に「五并東都歳時記」として翻刻され、近年は『続日本随筆大成』別巻11に再録

されているので、それほど珍書ではないが、従来、研究者からはほとんど注目されていなかった。しかし、「江戸を表記した年中行事の系譜をひいて都市繁栄を記した」著名な『東都歳時記』ほど浩翰ではないが、その前段階に位置するものとして資料的価値は高いといえる。

春水が子彭から直接校正を依頼されたさいに筆写した『東都歳時記』は、タテ二三・四cm、ヨコ一六cm、野を刷った半紙本である。共表紙で、表紙にはタテ八・三cm、ヨコ一cmの題箋が貼られている。墨付一五丁。一丁と一五丁の「仲頼」の印（朱印）は春風の印である。書家として、とくに細楷のうまさで名のあった春水直筆の『東都歳時記』としても資料価値は高いと思われる。

最後に、印影では不鮮明な頭注および文字と、春水筆写本と刊本の文字の異なる部分のみを示しておこう。

- 〔頭注〕○四丁ヲ一行目「守或作祭」○同九行目「下恐丁」（朱筆）○五丁ヲ一行目「牀或作級」○七丁ウ六行目「黒赤或作緋紅」○十五丁二行目「置一作實」〔不鮮明な字〕○一丁ウ四行二丁目「日」○五丁ヲ三行十三丁目「且」○六丁ウ二行一丁目「時」○十丁ウ八行一五丁目「帝」○十三丁ヲ二行九丁目「凡」を付紙で消す ○同三行四丁目「亦」を○印で消す ○同三行十一丁目「間亦作」

〔異字〕

六ヲ	五ヲ	四ウ	四ヲ	四ヲ	三ヲ	二ウ	二ウ	二ウ	二ヲ	二ヲ	二ヲ	一ヲ	丁	春水筆写本	刊本	春水筆写本	刊本
六	一	一	九	一	四	七	五	三	七	七	二	九	行			行	
青	牀或作級 (刊本ナシ)	厖	下恐丁 (刊本ナシ)	守或作祭 (刊本ナシ)	少年為朋友 (刊本ナシ)	徹	厖	徹	筋	徹	三	禽	徹				
春		廟				撤	廟	撤	筋	撤	二	鳥	撤				
十五ウ	十五ヲ	十四ウ	十四ウ	十三ウ	十二ウ	十二ウ	十一ウ	十一ウ	十ヲ	九ウ	九ヲ	七ウ	六ウ	丁		行	
三	二	四	二	四	六	五	四	四	七	七	九	一	四				
送	置一 (刊本ナシ)	堅	躍	客	伎	傀	眞	眞	鬩	與	反	秣	日吉				
遣	實	豎	濯	容カ 宵	妓	偏	買	冥	鬩	為	改	秣	吉日				

〔注〕
① 竹原市竹原町・春風館(当主・頼尚太郎氏)所蔵。

② 同前

③ 昭和五年、村上英氏の校閲で吉井章五氏が刊行。

『竹原市史』第三卷(史料編一)に翻刻されている。

④ 春水が藩当局の許可を得て編集していた編年体の歴史書。途中で挫折したが、草稿の一部が残っている。

『広島県史』近世資料編VI(思想と教育)参照。

⑤ 『師友志』は『春水遺稿』別録の一卷として刊行され、『日本儒林叢書』第三卷史伝書簡部に翻刻されている。もと漢文で、以下の読み下しは頼惟勤氏の『師友志譯註第一稿』によった。

⑥ 惟勤氏によると森銃三氏の『書物と人物』に「続三王外記とその著者」という考証があり、それには杏坪の「墓碣銘」も記されているようであるが、筆者未見。

⑦ 『頼山陽全書』附録に翻刻。

⑧ 江戸霞ヶ関の広島藩邸中にあった。

⑨ 広島市立中央図書館・浅野文庫中に写本一冊がある。

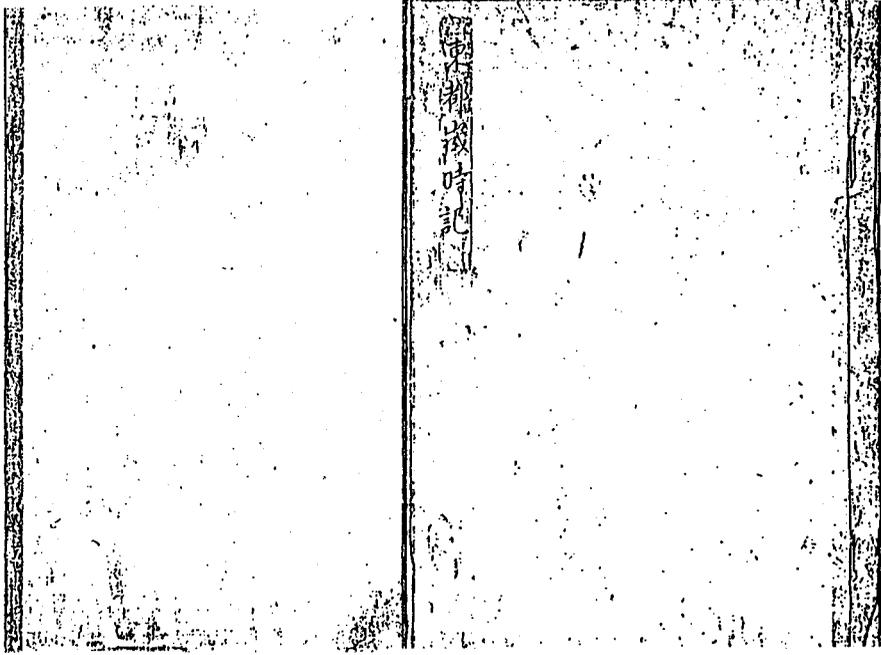
⑩ 竹原春風館所蔵

⑪ 浅野文庫中の『興樂園叢書』第六五巻に「奇書」として収録されている。

⑫ 『興樂園叢書』第六六巻に同じく「奇書」として収録されている。『国書総目録』(岩波書店刊)によると、写本はこの一本しか記されていない。

⑬ 林屋辰三郎氏の「化政文化の歴史的位置」による。

東都歲時記



(表紙ウ)

(表紙)

東都歲時記

正月

朔日長幼悉盛服拜賀親進寒餅社歲大寒餅前
 餅是謂膠牙飲屠蘇酒設奠於祠堂祀百神門前樹
 松及竹懸素於門戶上柳鳳尾草栢枝插紳夾門皆
 然士民往來交相慶賀至進春盤俗謂之甯不敢食
 只拜而已街巷並罷市工商皆垂簾舍業男女往往
 集會隨意遊戲雙陸蹋鞠擊毬敲鈎唱說歌吹亦所
 欲如此或三日或五七日始徹簾然後工商各執其

業乞人男婦俾法歌吹至人家索錢謂之逐島相傳
 延文中參河有一富人土人常為其家逐田園之蟹
 島每歲首至其家慶且歌舞近世乞人做之因名島
 此如終日不洒掃至二日始清塗堂室及庭

古昔元日有小兒射戲今世以弓矢陳之堂上而
 已且飲屠蘇後小起今世不必然也

參河土人往年來都下及春被帽衣祀至人家口誦
 萬歲數鼓而舞謂之萬歲樂俗傳 一條帝長德中
 大江定基為參河太守其土民每歲首至其第呼萬

(1丁ウ)

(1丁)

歲定基平李信仙乃以仙教為謠與其民使之誦且
舞是為歲樂之楚也 出俞禹歲樂三事俱奉河事並
神且都于此之北土人法例

來東都
僧道自元日至三日不出門及四日各往其檀越度

且遺醬

七日為人日俗謂之七種節為粥雜以七種菜及寒
餅夙起徹戶外松竹杜前置肉几加割刀大筋於上以
薪打之以祿鬼車鳥以蒸餅浸水洗之謂鼠蓋謂如此則

終年得所欲

此日於禁闕觀白馬謂之白馬節上子日古俗傾
城人出郊野採松並京師俗東都皆無此事

十一日士人徹供甲冑餅著而食之或招其孫史食之孟
不知始于何代也舊以二十日為之承應以來以

歡席忌日故改之為十一日云商工各用供其所祭
之神者

十四日斲楊柳枝如麻束而挂之門戶上固徹室
十五日以赤豆作糜雜以餅焚懸戶上之索炊之以

羞神人亦食之

(2丁ウ)

(2丁ヲ)

古俗此日鷄鳴而起於庭中爆竹明曆中東都吳
後禁之今田家往一有之蓋建西州干門戶之松
按清少納言枕草云十五日士女相戲竊虎杖欲
打人而覘之又挾衣云正月十五日少年為朋友
痛持杖將相打是至京師俗也俗已曰此戲越前
番甚今世猶有之謂此日以杖擊女腰宜生子故
少年歌道傷打往未女北州採松枝以打女西州
亦有此戲獨東州無有

十六日僧徒祈齋日猶七月十六日商家遣重僕終

日從遊為五雜俎所謂蘇普人多以正月十六日遊
寺觀謂之走百病蓋其遺風乎

二十日高賈祭惠茂子猶十月但此月進酒魚十月
進野惠義子古之聞人俗傳為債殖神

二十三日二十六日民家或以草蔬祭日月招親族
及朋友飯之召替師歌妓俳優假飲法歌散飯旦凡民
固不可祭日月故不稱祭之唯謂待月待日五月九

月並同又守庚申夜法歌散飯至曉甲子戌辰又如
此甲子祭大里天神戌辰祭辨財天女皆債殖神也

(3丁ウ)

(3丁ヲ)

祭天女本己日成服守其前夜也

二月

上午之日致祭日狝神凡都下諸侯邸第及士大夫諸吏苟有宅者並造祠祀之街坊亦無不有此祠俗傳祀之穢火災謂之狝荷祠狝荷即荷也或謂夢之神曰是日之國法例故以荷以赤豆作飯蓋之極為仙荷其穢火災事不知所出以赤豆作飯蓋之供豆腐及鮮魚以祀華表內外建各色旗幟少年悉集擊鼓吹笛其聲忽、速途聽耳

上下於昌平橋學校擇真孔子祭酒林氏為之主蓋

(4丁フ)

此亦作風

上古釋奠於大學察中葉禮之近世 憲廟以來東都學禮之

八日為創事節人家自前夜至長竿標簪箕於上俗傳此日風有厲鬼過闚人家將仇無畏門神桃符只忌簪箕云又和赤豆作粥雖以餽老與之食焉桃符則當在正月

十五日寺院設涅槃會拈香者甚眾矣

三月

三日今雖不用已猶稱之上巳節近世女子弄人勝

(4丁ウ)

最甚屋漏設林鋪靴陳朝衣冠文像皆有夫妻者數對作酒食饗之又有少年鼓著妓女舞者大黑子仙人狸、之屬皆衣以綾羅錦繡丑杯盤疊尊及諸器械無不悉備馬兢以金銀珠玉鏤飾之相矜侈靡感厭桃花妝惟幕陳屏障室中相映燦爛其眩麗華茂殆不可狀採艾葉和餅謂之蒼餅磨飯配酒謂之白酒且設美酒佳釀作奇味珍膳以薦之賓豆皆延之林頭飲之俗謂之雞祭蓋言人勝形小猶雞之可愛也前期七八日於都下瓦伎街十軒街售人勝及器

(5丁フ)

用為市甚盛謂之雞市其祭之樂自二月末至三月四日而藏之

按源語曰女過十歲則不可弄人勝也 敏達帝二年始有此戲以依作之命曰雞足世以木作之衣以錦綺漸盡美麗為古昔此日京師有曲水之宴

是月待江湖酒傾城士女往品川及深川擒蜆蛤螺蚌之類或泛舟或乘車馬始于三四日至七八日俗謂之潮澗蓋人但以採蛤蜊為辦實海陸隨意酣

(5丁ウ)

與月

俗徒立春教至七十五日為開院節國俗以山櫻為
花第一故以清明後為開院也都人士女方軌齋軒
往東廡山飛鳥山御殿山觀花帷幕雲布至極山滿
吟咏古詩賦裁新教樂飲教以竟日少年遊冶彈法
清唱變態百戲以捧伎藝自此出郊外探青道遠林
野祭賽邊鄙之小祠者甚飛矣

四月

朔日去絮衣衿衣故為更衣節

(6丁ウ)

(6丁ヲ)

八日俗傳為釋迦佛生辰寺院處、有必佛會以盆
貯佛像浸以茗水覆以花尊拈香若糜玉皆以小杓
洗灌唱佛名誦經布施財物人家煮新茶以揚塵技
挿門戶或有書四月八日吉明神符曉婦之句倒貼
禦室及所者謂如此則夏日無生蛆也

五月

端午人家採菖蒲及艾葉挿之滿落男女亦成戴之
吟云端午不戴菖蒲為疫鬼所覷覷又淫菖蒲於酒
飲之凡有男子家戶外懸旗幟其一必畫鍾馗張列

星
無
此
節

刀戟弓矢斧鉞厲甲之屬皆以木作之又作介冑武
像衣以錦綺陳之滿下及廳前雖商家建旗幟兵仗
一如士人小兒輩索菖蒲為鞭相擊以為戲前期為
象鈕兵仗武像市如三月朔市
按山城深草藤森祠此日探甲而走馬以祭之相
傳 光仁帝時異邦賊寇使親王早良帥即擊
之五月五日親王持此祠出師未戰賊船遇覆
賊悉亡本于此云都鄙立旗幟列兵仗亦由此始
也

(7丁ヲ)

(7丁ウ)

以菖蒲最稱穠為粽互相饋遺或以黃瓶水漆飯謂
之黃飯以菖蒲剪湯沐浴謂之掃疥尊卑均衣細葛
又民間多以拍粟最珍米並之為餅提粽謂之拍餅
往者此日以五妹結髮眉名續命儀謂如此令人
不病瘟疫此日京師屠殺祠有競馬必偶為朋以
鯉赤衣分之投勝負其數二十匹謂日習之馬增
西狸楓樹馳疾雖既先至樹北而墜者亦為不先
視者如堵塙或舛林木視之六一壯觀也

六月

此月也致祭牛頭天王其祠在神田祠中安三祠其祭也造行在所於大駟街南駟街小駟坊三所分祀祀馬皆限八九日祭之賽者雲其皆因果於團及葳葳之屬者間成布及夜浪華燈種、畫儀揚舟椒黍方平糶羊昭君抱琵琶張良取履關羽據胡床之屬道路相屬光輝殆敗月明夜闌少壯忘返先大暑節三日家、以蒜浸水以吞赤豆三枚謂如此則能避疫癘自此至立秋為土旺人家各曝衣服及書契

(8丁ヲ)

十五日致祭山王祠是國家所祀者以故更令都下八百八坊排之神祀都之坊都下有八百八坊及與神田祠輪年遊致祭先是預選某儂人戲子小妓裝之嬌態百變教習數日至前一日試為引往來本街及近都至其日早乘其祠而背前後節級入都城過吹上觀下於是戲劇受態無道車上為臺閣架牛標木偶人於上衣以俵服如公子牛若浦嶋子郭巨孟宗之屬又有陳技猿猴狗月揚梅其百餘儂戲之巧頗欺天工凡數十隊每隊隸弁數十人次列俳優

(8トウ)

鐘技之聲徑街不絕殿以神輿神官以冠帶時馬步卒數十人持兵仗僧徒十數擲甲騎山鹿從之觀者圍塞肆厚劇路做作鬧鬧禁往來假觀舞隊所過家枕張榜幕陳屏障招而識之兒女厚前以竹為埒禁無緣者得衝入也十六日為嘉定節諸疾往、為餅紐及饅頭賜之群臣而民家絕無此事按仁明帝承和中帝親詣昌平於賀茂祠六月十六日及元嘉祥自是慶此日為嘉祥節一曰

(9丁ヲ)

室町氏時六月因暑宴射戲以嘉定錢為賭因為嘉定節云未知孰是近世或為嘉定節或稱嘉祥此月至七月每夜傾城士女泛船於臨河任去留以遊樂或傳泊湖中者船中歌舞彈弦若為傀儡若飛煙火水陸陸燈呈布珠連爛熳若焚浪遊舫債價日增黑水三又江尤盛晦夕巫祝於水上乘蓍蓀除不祥好事者問送之此按後拱教有六月備袂事河上望月明之句或問

(9トウ)

秩事必晦日也望明月如何黃門定家曰古人六月
月糗于河上不必晦也畏元中某氏記有云六月
十三日御廩小吏脩秩事是其證也

六月朔日為賜冰節今西京俗曝餅於炭夜高之
至六月朔食之以比冰凍都但縣官有此俗未
知諸侯亦有是事否至民間則絕無有按仁德

帝六十二年五月壬子額田至于丹波關雖見一
窟呂土人問之對曰是凌陞也以伯冰王子乃詣
其冰獻之於是今丹波深山及富嶽伯耆大山為

凌陰納冰及盛夏獻高凌遂為常例云

七月

六月晦至是月晦無偷通衢委巷人家每夜懸燈於
簷頭此照冥之義也北里倡門最感作富山層樓欄
馬龍王宮及人物花草禽蟲魚龍之屬或滾燈或精燈
或走馬燈品目殊殊其奇巧不可名狀樓上簷頭簾
櫺勾欄無處不燈燭皎如白日觀者擲比中街數里
間地無寸隙喧囂徹旦相傳後漢河清寃者二年
七月始燃燈竟為例云

(10Tウ)

(10Tヲ)

七夕人家寓古於五色紙斬竹條約之以插樹屋
上若簷頭以祭奠牛女謂之乞巧

按公事根源云孝德帝天平勝寶七年始茶牛
乞巧古人取茅葉上露為研水以書報符符
葉蘆之未知何由又陳永帶酒食瓜菓於庭中或
樓上以乞巧

十五日為中元節僧家建盂蘭盆會人家亦以此日
祀祖考用新十三日至此日朝夕供飯以苧葉最飯
謂之蓮食以相飽父母俱歿者三日茹素一人歿者

二日茹素獨具慶者御葦酒如常且設供饗父母頗
儼士女詣寺院掃墓酌水獻花挂燈於墓前使僧誦
經十二日早街中往來衛生救度市謂之巾市

十六日為齋日俗傳宜嘗較罪之辰人家間有持齋
誦經者寺院或安冥王像炷香者甚多矣

八月

朔日謂之八朔節相傳後深草帝建長中始慶此
節古昔謂之田實節以未互相遠官府相慶賀如
三元之儀士人皆衣素綺

(11Tウ)

(11Tヲ)

十五夜之謂中秋民間作粉團於月蓋象月形耳尊卑皆設賞月之宴歌舞陣法夜闌不眠是日於八幡祠作放生會競賣龜魚放生

按扶桑記云 元正天皇養德四年大隅日向兩州賊起使孫紫字佐八幡主祠幸高勝彼豈米弊之勝彼王米乃引兵伐而賊之人多死傷為因於朝廷使諸州放生放生會自始也

九月

重九日人家飲菊酒採栗子相遺

(12T7)

從十一日至二十一日致祭神明祠舊生薑者祠頭致步成市謂之薑市又有關糖粽時果及侏妝傀儡操換虎豹牛馬錫管鼓磬磚戲具以誘悅童兒者壘一載路都人士女聯集拜謁
十五日致祭神田祠與山王祠輪年祭之其舞隊踊幸儂人小技大略如山王之儀
十三夜設宵月之遊一如中秋不知起于何代也或云 寬平上皇此偶當月設宴 後以為常歟

(12T7)

十月

亥之日謂之去糶即凡官府以夕賜餅竹諸疾及群臣諸疾必待做之民間作餅相問遺

十三日為釋日蓮遷化之辰其徒寺院具百味五果供養之廣為華飾刻木刻竹鉛蠟翦綠模花草之形極工妙也

六日至十六日為十夜寺院在、建法會供養佛
按 白河帝時太后始建此法會又 後花園帝永亨二年伊勢太守平貞徑父子為此法會又明

(13T7)

應四年武藏品川願行寺主僧祐崇奉 勅至京師自後許行此法會以其始也
二十日商賈家祭惠菓子競其奇味珍珍招親族及通家饗之及撤客競買品味非實買之也大伴稱價價爭物之年
十一月
八日做治家於鞠拋打柵子於道路兒輩乘車爭拾之謂索齋祭
十五日賀男女三歲及男五歲女七歲者便酒食祀

(13T7)

其土神都下率以山王神田兩祠為上神使兒女子
 戚服拜謁祠雖女子亦不乘輪使奴隸負之有飾衣裝珠
 翠飾備盤龍屈戌相矜華展競長其衣裳不啻一身
 有半至有其福將與所負奴僕之之齊者亦可以觀
 玩也

二十四日人家造、作赤豆粥謂之太師粥天台智
 者大師忌日也

十二月
 朔日謂之季朔人家為餅食之謂季朔食餅無油餡

之惡也自此至歲抄乞人塗抹瘦形裝被笠懸竹別
 叫雀躍捕得年之義索錢米

小寒之日食餅若油餅俗稱你食之不為寒氣所侵
 八日謂竣事節暨長竿探窰箕都如二月八日

十三日人家大洒掃堂室以為待新年之用換門神
 桃符或每月晦日掃掃之晚
 掃正迎吉月之義也

十七日十八日於淺草里賣諸器用為市後倉庫街
 至大悲閣下凡二三里賈人載路費賤俱競市什物

以為未終之用

(147フ)

(147ウ)

正月

立春前一夕謂之交年青油魚行其傍狗骨枝掃
 諸門戶懸幡至薄暮置豆於斗散之宅內稱曰福神
 至矣厲鬼去矣以驅儼而甘哈豆各如其年之數乞
 人大呼稱驅疫益壽致福之義以索錢謂之逐除以
 豆椒各三枚雜茶葉而飲之或觀其蹴中豆掛實否
 卜求歲休否

油魚今用鯉魚上佐日記載在客似值立奉數日
 鰯魚之為有由是觀之則知古昔用鰯魚之由與今
 異矣

(157フ)

(157ウ)

除夕為大即夜祀百神歲設燈籠雖廁所無燈尚費四
 方奔走收青提燈聯綿不絕一如月夜暨家以屠蘇
 袋送往常所往來者人家各先飾門戶掃除室堂為
 酒肴割五品皆去元日之用亦無有宿者豪家尚室
 設燈籠曉謂之守歲

京都歲時紀事

大明七年壬午春十月癸子歲闌

